

(4) きのかの類の審査

ア 試料の提出

きのかの類の試料については、品種保護出願時に、菌株の試験管培養 3 本及び栽培試験用の種菌 1 リットル／本× 5 本を提出する必要がある。なお、きのかの菌株は、検疫対象外であり、植物検疫証明書は不要である。

イ 試料の保管

出願時に提出された菌株は、継代培養の試験管は 4～6℃で冷蔵保管され、一部についてマイナス 80℃で冷凍保存される（凍結については、プログラムフリーザーを実施し、急速な温度低下がないように考慮しているとのことである）。

菌株が提出された際に DNA 解析を実施しており、後日紛争が発生した際の参考資料として保管している。現在、DNA 解析の結果のデータベース化を進めており、しいたけについて 100 品種が解析済みである。

ウ 審査

対照品種の選定方法については、出願時の提出書類に対照品種を記載するが、国立森林品種管理センター（NFVS・旧 KFVS）においては、最近日本の品種を収集しており、出願品種の親品種を検討して、対照品種を選定している

栽培試験については、韓国の代理人自身、韓国の代理人から委託を受けたきのか栽培の専門家（種菌メーカー、大手栽培者）等が実施するのが通常である。ただし、日本からの出願品種について、精密な空調管理等をすることができないなどの理由から日本における特性を発現させることが困難な場合が想定されるため、栽培試験においてきのかの特性を十分に発現させるには、高度の栽培技術を有する者に依頼することが必要となる。なお、国立森林品種管理センター（NFVS・旧 KFVS）は、適切な栽培先を斡旋することは行っておらず、出願者又は代理人が確保する必要がある。

出願時には、韓国での栽培試験を原木栽培とするか、菌床栽培とするかについて明らかにしなければならないこととされている。韓国において主として使用される樹種はクヌギ（*Quercus acutissima*）とモンゴリナラ（*Q. mongolica*、ミズナラ）である。

8 品種保護決定・拒絶決定

(1) 品種保護決定

審査官は、実体審査（DUS テスト）において出願品種について区別性、均一性及び安定性を満たすと判断され、その他拒絶理由がない場合には、品種保護決定をする。品種保護権者は、登録料を納付すると、品種保護相談センターから、直ちに品種保護権登録証が発行される。

(2) 拒絶決定

審査官は、拒絶理由がある場合には拒絶決定をする。

出願者は、拒絶決定に不服がある場合には、拒絶決定の謄本の送付を受けた日から30日以内に、品種保護審判委員会に対し、審判請求をすることができる（法91条）。

なお、品種保護登録された品種に対して、利害関係人又は審査官は、無効審判の請求をすることができる（92条）。

第3 権利保護

1 品種保護権

(1) 内容

品種保護権者は、業として、保護品種（登録品種）を利用（実施）する権利を独占する（法56条1項本文）。

品種保護権者は、収穫物（許諾なしに盗用された種子を使用して、業としてその種子から収穫した収穫物）やその収穫物から直接製造された加工品に対しても利用（実施）する権利を独占する（法56条2項本文）。ただし、その収穫物について正当な権原がないことを知らない者が直接製造した加工品については権利が及ばない（同項ただし書）。

品種保護権の効力は、①保護品種（登録品種）から基本的に由来する品種（従属品種）、②特性により明確に区別されない品種、③交雑品種についても及ぶ。

(2) 品種保護権の及ばない範囲

ア 品種保護権の及ばない場合

品種保護権は、①営利以外の目的で自家消費するための使用（例えば、趣味で花を栽培する場合等）、②実験や研究するための使用、③育種目的での使用については及ばない（法57条1項）。

イ 自家増殖

韓国においては、日本と同様に、農漁民の自家増殖（施行令36条1項参照）に対しては、原則として育成者権の効力が及ばない。これはUPOV条約第15条育成者権の例外の第2項任意的例外に基づくものであり、日本と同様である。その上で、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が自家増殖を制限する種類を指定できるとされている（法57条2項参照）が、日本と異なり自家増殖を制限できる種類はまだ指定されていない。その制限の範囲については、種子の増殖方法、市場性などを考慮して告示するものとされている（同条3項、令36条2項参照）。以上のことから、平成29年3月末時点において、韓国においては、農漁民の自家増殖に対して育成者権の効力は及ばないこととなる。このため、自家増殖を制限するに

は、許諾契約で合意することが必要である。

ウ 権利の消尽

品種保護権、専用実施権及び通常実施権を有する者によって、国内で販売・流通された保護品種の種子、収穫物及び加工品については、①それらを用いて種子を増殖する行為、②増殖を目的として種子、収穫物及び加工品を輸出する行為を除いて、品種保護権の効力は及ばない（法５８条）。

(3) 権利侵害への対応

ア 侵害とみなす行為

法８４条は、①品種保護権者又は専用実施権者の許諾なしに他人の保護品種を業として実施する行為に加え、②他人の保護品種の品種名称と同一又は類似した品種名称を、その保護品種が属する植物の属又は種の品種に使用する行為を、品種保護権を侵害したものとみなしている。

イ 権利侵害への対応

品種保護権者又は専用実施権者は、①差止請求権（法８３条１項）・廃棄等請求権（同条２項）、②損害賠償請求権（法８５条）、③侵害回復の措置（法８７条）等の対応をとることができる。

刑事罰は、７年以下の懲役又は１億ウォン以下の罰金である（法１３１条）。

ウ 実情

本件事業による調査において、韓国の権利侵害への対応の実情について、以下のような情報を取得した。

- (ア) 品種保護登録をしても、日本にいる権利者が韓国内で侵害行為を監視・発見することは困難である。日本の権利者が韓国国内で許諾し、その許諾を受けた者を通じて侵害行為の監視・発見をしてもらうのが一般的である。
- (イ) 韓国においては、侵害品を発見した場合、写真等を付した警告書を提示することで、侵害行為が止められることが多いとのことである。
- (ウ) 韓国の代理人が市場において無許諾生産物の出荷を確認した場合、市場で流通量等の報告書の交付を受けることができ、この報告書に基づいて権利行使を行うことができるようである。市場も侵害品を扱うことで罰金を科される場合がある。

2 名称登録制度

品種保護出願書を提出した場合、品種名称登録出願をしたものとみなされ（法１０９条２項）、品種の名称が適切である場合には、品種名称登録がされる。品種名称登録された品種名称を第三者が盗用して種子の販売等を行うことはできない。

韓国においては、品種名称登録されていない品種の名称を使用して種子を販売することができない（法１１６条２項）。なお、商標と一緒に表示することができる（ただ

し、品種の名称を容易に認識することができるように表示することが必要である)。

【別紙】

きのこ品種別出願担当機関

No.	作物名	学名	担当機関
1	ヌメリシギタケ	<i>Pholiota adiposa</i>	国立種子院
2	カラカサタケ	<i>Macrolepiota aluminosa</i> (Berk.) Pegler	国立種子院
3	ハナヒラタケ	<i>Sparassis latifolia</i> (Wulfen) Fr.	国立山林品種管理センター
4	タモギタケ	<i>Pleurotus cornucopiae</i>	国立種子院
5	ヤマブシタケ	<i>Hericium erinaceum</i>	国立種子院
6	ヒラタケ	<i>Pleurotus spp.</i>	国立種子院
7	ヒラタケ	<i>Pleurotus ostreatus</i> Kummer	国立種子院
8	ヒラタケXエリンギ	<i>Pleurotus ostreatus</i> Kummer X <i>Pleurotus eryngii</i>	国立種子院
9	ブナシメジ	<i>Hypsizygus marmoreus</i>	国立種子院
10	ナメコ	<i>Pholiota microspora</i>	国立種子院
11	ササクレタケ	<i>Coprinus comatus</i> (Mull. Ex Fr.)	国立種子院
12	キクラゲ	<i>Auricularia heimuer</i>	国立山林品種管理センター
13	ヤナギマツタケ	<i>Agrocybe cylindrica</i>	国立種子院
14	チャナメツムタケ	<i>Pholiota lubrica</i>	国立種子院
15	ナラタケ	<i>Armillaria mellea</i> (Vahl) P. Karst.	国立山林品種管理センター
16	ウスラヒラタケ	<i>Pleurotus pulmonarius</i>	国立種子院
17	メシマコブ	<i>Sanghuangporus sanghuang</i>	国立種子院
18	ツガサルノコシカケ	<i>Fomitopsis pinicola</i> (Sw.) P. Karst.	国立山林品種管理センター
19	アガリクス	<i>Agaricus blazei</i>	国立種子院
20	阿魏菇(アギタケ)	<i>Pleurotus eryngii</i> var. <i>ferulae</i>	国立種子院
21	アギタケ X バイリング	<i>Pleurotus eryngii</i> var. <i>ferulae</i> X 担子菌バイリング	国立種子院
22	アギタケ X エリンギ	<i>Pleurotus eryngii</i> var. <i>ferulae</i> X エリンギ	国立種子院
23	マッシュルーム	<i>Agaricus bisporus</i> Sing.	国立種子院
24	ホウビタケ	<i>Pleurotus sajor-caju</i>	国立種子院
25	レイシ	<i>Ganoderma lucidum</i>	国立種子院
26	ニオウシメジ	<i>Marocybe gigantea</i>	国立種子院
27	マイタケ	<i>Grifola frondosa</i>	国立種子院
28	マツオウジ	<i>Neolentinus lepideus</i>	国立山林品種管理センター
29	ベッコウタケ	<i>Fomitella raxinea</i> (Bull.) imazeki	国立山林品種管理センター
30	キコブタケ、モミサルノコシカケの仲間	<i>Phellinus spp.</i>	国立種子院
31	チャジュタケ	<i>Agrocybe Chaxingu Huang</i>	国立種子院
32	ブナハリタケ	<i>Mycoleptodonoides aitchisonii</i> (Berk.) Maas Geest	国立山林品種管理センター
33	エリンギ	<i>Pleurotus eryngii</i>	国立種子院
34	アラゲキクラゲ	<i>Auricularia polytricha</i> (Mont.) Sacc.	国立山林品種管理センター
35	エノキタケ	<i>Flammulina velutipes</i> (Curtis) Singer	国立種子院
36	シイタケ	<i>Lentinula edodes</i> (Berk.) Pegler	国立山林品種管理センター
37	フクロタケ	<i>Volvariella volvacea</i>	国立種子院
38	シロキクラゲ	<i>Tremella fuciformis</i>	国立種子院

